

木材需給表における燃料用チップの新規計上について

平成24年7月に再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度が開始され、本年4月より当該固定価格買取制度の調達価格に小規模発電の区分が新設されたことにより、木質バイオマス発電施設の稼働が本格化しています。

こうした動きは、今後も続くと予想され、木質バイオマス発電施設等において燃料として利用される木材（燃料用チップ、木質ペレット等）が増加し、当該木材が我が国の木材需要・供給に与える影響は大きくなっていくと考えられます。このため、林野庁では、平成26年の木材需給表から次のような対応を行うことにしました。

1 燃料用チップの計上

木材需給表においては、これまでも製紙等の原料になる木材チップを「用材」部門に計上してきましたが、今後は、木質バイオマス発電施設等においてエネルギー利用された燃料用チップについても、新たに「燃料用チップ等用材」という項目を設けた上で計上することにしました。

この燃料用チップの数量については、林野庁の「木質バイオマスエネルギーを利用した施設の現況調査」の結果を用いて、木質バイオマス発電施設等による燃料用チップの入荷量を調査・計上することにしております。

※ これを踏まえ、木質ペレットについては、平成25年の木材需給表までは薪とともに「薪等用材」の項目に分類していましたが、今後は、「燃料用チップ等用材」に分類することにしました。

2 「薪炭材」の項目名の変更

これまで「木炭用材」及び「薪等用材」から構成されていた「薪炭材」に、燃料用チップ等を計上した「燃料用チップ等用材」が新たに含まれることを踏まえ、「薪炭材」の名称を「燃料材」に変更しております。